平成２９年（フ）第１５３号
兵庫県明石市魚住町西岡2323番地の１
債務者　橋本　麻美
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の３　県住24棟103号
債務者　森脇美佐子
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　712―304号
債務者　浅野　　勝
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
兵庫県明石市大久保町江井島707番地の１　サンシティ明石江井ヶ島南305号
債務者　伊吹　紀美
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
神戸市西区宮下３丁目22―10　ハイツエクセレント105、住民票上の住所大阪府泉佐野市高松東２丁目４番３―102号
債務者　赤井　康隆
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
神戸市西区玉津町高津橋430番地の９
債務者　米田　弘子
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
福井県あわら市温泉３丁目607番地　ヴィラ千千　501号
債務者　津田　廣美（旧姓芭蕉）
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
福井県大野市日吉町12番５号
債務者　木下　一誠
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
福井市渕４丁目705番地　至民ハイツ202
債務者　三木　惠子
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
福井市グリーンハイツ10丁目143番地
債務者　小竹　一信
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
福井市新田塚１丁目81番24号、旧住所福井市二の宮３丁目32番27号　コーポ大橋201号
債務者　漆崎　彰子（旧姓戸田）
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
佐賀県西松浦郡有田町中の原２丁目２番２号
債務者　犬塚　可得
１　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３７号
高知県四万十市駅前町10番３号
債務者　藤田勢津尾
１　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　　高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第７８号
佐賀県唐津市北波多徳須恵1438番地20
債務者　平岡　　誠
１　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第６７０号
神戸市須磨区東落合１丁目３番170―305号
債務者　窪田久美子
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４０号
神戸市中央区東雲通５丁目３番７号２Ｆ
債務者　秋本保美こと　秋　　丁美
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部